

# 平成30年度事業計画

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

公益社団法人広島県バス協会

## I バス事業を巡る諸情勢と重点取組み事項

県下のバス事業は、乗合バス、貸切バスともに依然として厳しい経営環境にある。

こうした中、乗合バス事業では、県内の自治体などで「地域公共交通網形成計画」の策定が進んでおり、このうち3つの地域で「地域公共交通再編実施計画」が認定された。バス業界としても、地域のバス路線の維持・活性化のため、これらの施策に着実に取り組む必要がある。

貸切バス事業では、新運賃・料金制度の下で経営基盤の健全化が進んでいる一方、事業許可の更新制等の新たな安全規制への対応が課題となっている。また、乗合バス、貸切バスともに運転者不足の問題を抱えており、喫緊の課題となっている。

インバウンドの振興では、訪日外国人旅行者へのサービス向上対策として「Visit Hiroshima Tourist Pass」の販売拡大と二次交通の充実などに取り組む。

働き方改革では、時間外労働縮減とこのための業務の効率化、労働条件の改善等による運転者の確保に努める必要がある。

事故防止対策では、日本バス協会が策定した「バス事業の総合安全プラン 2020」の目標達成に向けて各種事故防止対策に着実に取り組む。特に、中国バス協会で決定した平成30年度管内統一事故防止対策重点実施事項の周知徹底と実効ある取組を推進する。

広島県バス協会は、バス事業を巡るこれらの情勢や課題に対処し、会員事業者とともに安全、安心な輸送サービスの提供に努め、バス事業の発展を図ることとする。

以上のことを前提に、平成30年度は次の事項に重点的に取り組むこととする。

### 「重点取組み事項」

- 「地域公共交通活性化協議会」と連携して、乗合バス路線の維持、再編、合理化等が円滑に進むよう努める。
- 貸切バスの安全対策の充実と健全な経営基盤を確立するため、引き続き新運賃・料金制度の定着に努める。
- バス輸送の安全対策では、重点実施項目である「車内事故防止対策」「健康起因による事故防止対策」「右左折時の一旦停止の励行」について具体的な取組を実践し、貸切バスについては、軽井沢のバス事故を受けての各種対策の着実な実施を図るとともに、中国貸切バス適正化センターの円滑な運営を支援する。
- 運転者人材確保のための取組を推進する。
- 外国人観光客の増加に対応し輸送サービスの改善充実を図る。

## II 事業計画

### 1. 乗合バス路線の維持、再編と輸送サービスの改善向上及びバス事業の活性化

#### (1) 乗合バス路線の維持、再編等の円滑な推進

① 平成25年12月の交通政策基本法の制定及び平成26年11月の地域公共交通活性化再生法の改正法の施行を受けて、地方公共団体が中心となって進める公共交通ネットワーク構築のための地域公共交通網形成計画は、県下でこれまでに11市町、2地域で策定され、このうち、東広島市、広島市、三江線沿線地域では地域公共交通再編実施計画が認定された。

こうしたなか、広島市の再編実施計画では、当面は市内循環線が先行して実施され、その後も段階的に地域公共交通網形成計画に基づき順次実施していく予定となっている。今後の再編実施計画の策定にあたっては、バス路線の再編による運行の効率化や乗継割引・共通定期の導入による利便性の向上を図ることで、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークの構築が実現できるよう、広島市及び関係バス会社の連携強化に努める。

また、福山市の路線再編問題では、30年度を目途に策定される再編実施計画に盛り込むことで調整が進められており、地元バス業界の意向が反映されるよう努める。

② 昨年4月に国土交通省から示された「地域間幹線系統等における生産性の向上」に関連して、路線バスに宅配貨物等を積載して輸送する貨客混載の可能性について、トラック業界と連携して検討を進める。

#### (2) 輸送サービスの改善向上等

##### ① 交通結節点の整備

広島市地域公共交通再編実施計画(第1版)に記載のある「待合環境等の整備」の一環として、JR可部駅前ロータリーに切符売り場と待合施設を兼ねた施設の設置を検討する。

##### ② バス停多言語表示の公開

広島県内にあるバス停約5,500箇所のバス停名の多言語表記をデータベースとしてホームページ上に公開して、各バス会社の翻訳に係る負担軽減と、関係機関・観光団体・旅行会社・CP業者等が発行する時刻表・出版物・各種印刷物・WEBサイト等への活用により、バス停表記の統一化が図れるよう周知に努める。

##### ③ 広島駅南口再整備に関する取組

広島駅南口再整備計画では、バスのりばの詳細設計や運用面について、関係各社の意見要望が反映できるよう努める。

##### ④ 自動運転技術についての対応

自動運転については、各方面で技術開発が進められ、福山市では実証実験も行われている。バスの自動運転は、運転者不足問題への対応や中山間地域の足の確保手段として期待されており、引き続き技術開発の動向や実証実験等について情報収集に努める。

### (3) バス事業の活性化

#### ① 広島県の移動活発化の取組との連携

平成24年度から広島県が進めている公共交通を利用した移動活発化の取組に積極的に参画し、バスの利用促進や活性化の具体的施策に繋がるよう取組む。

#### ② ICカードPASPYの機能向上

全国共通ICカード(10カード)の片利用が本年3月17日から利用開始となり、県外からの利用者へ周知を図ることでバスの利用促進に繋げたい。また、バス路線再編に必要なツールである乗継割引及び共通定期の導入により、利便性の向上を図ることでバスの活性化に繋げていきたい。

#### ③ バスロケーションシステムの利用促進

バスロケーションシステムの広報活動として、広島東洋カープなどのスポーツ球団とコラボしたノベルティを作成・頒布して、バスロケーションシステムを活用した乗換検索の活用方法等の周知を図る。また、行政機関や商業施設等へバスロケ表示器のデモ機を一定期間設置して効果検証を行い、効果が期待できる箇所にはバスロケ表示器を本設置するよう要請する。

## 2. 貸切バス事業の安全確保と健全な経営基盤の確立

### (1) 軽井沢事故を受けての安全対策の推進

軽井沢スキーバス事故対策検討委員会の最終とりまとめ「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策(平成28年6月3日)」に基づき、国土交通省が着手した各種安全対策について周知徹底を図るとともに、適正化実施機関が実施する巡回指導業務について必要な協力を行う。

また、事業許可の更新制については、実効ある運用と優良事業者の負担軽減を日本バス協会を通じて国土交通省に要請する。

### (2) 貸切バス安全性評価認定制度の推進

安心して利用できる貸切バスを目指して「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の説明会を開催し、認定取得事業者の拡大に努めるとともに、ホームページ等を通じて旅行業界や一般の利用者に対して「セーフティバス」の更なる周知を図り、認定事業者がより利用されるよう努める。

### (3) 健全な経営基盤の確立

#### ① 新運賃・料金制度定着に向けた取組み

貸切バスの新運賃・料金制度発足から4年が経過し、新運賃・料金制度の周知も進み、都市部の一部では適正運賃・料金の収受により安全投資や運転者の処遇改善などが見られる一方、中山間地域では依然として都市部と比べて回送に係る部分の運賃計算で不公平感があり、制度の一部見直しを検討するよう引き続き要請していく。

また、全国的に貸切バスの稼働率は低下しており、県内の輸送実績も前年割れが続いていることから、旅行業界との連携協力により、旅行者の利用拡大を目指す。

## ②通報制度の活用

旅行会社や学校等との運送契約や入札において、旅行会社から下限を下回る運賃や手数料の引き上げ要求があった場合や、学校等で明らかに下限を下回る予定価格が設定されているなどの事例があった場合は、国土交通省や第三者委員会が設置する通報窓口を活用するなど、引き続き運賃料金の適正化に取り組む。

## 3. 訪日外国人への対応

### (1)インバウンドの振興

① 日本バス協会が本年2月に作成した「インバウンド振興のためのバスサービス向上アクションプラン※1」と連携して、訪日外国人旅行者へのサービス向上に取り組む。

「※1」

- 1)観光需要を取り込んだ便利で利用しやすいバスサービスの提供（鉄道と路線バスの共通乗車券の販売等）
- 2)多言語での案内推進（多言語表示の推進・バス系統のナンバリング等）
- 3)Wi-Fiの整備推進

② 国・県などの行政機関や経済団体等が主催するインバウンド関係の各種会議に参画し、バスを活用した二次交通の確保と利便性の向上について、具体的な議論となるよう取り組む。

### (2)Visit Hiroshima Tourist Pass の販売拡大

平成28年4月から発売している「Visit Hiroshima Tourist Pass」は、海外での認知度も上がり、今では国・県などが進めるインバウンド対策の重要なツールのひとつとなっており、これからも行政機関が行う海外での現地プロモーション活動やその他の広報活動などで、需要の伸びが期待できる。

平成30年度は、これまでの「Small・Wideエリア」に加えて、より使いやすい「Middleエリア(3日間2,000円)」を追加発売し、県内ほぼ全域をカバーするフリーチケットとして、内容の更なる充実と販売拡大に取り組む。

## 4. バリアフリー対策の推進

バス車両のバリアフリー化については、一般路線バスでは一定の導入が進んでいるものの、高速バスや空港リムジンバスは適用除外であり、貸切バスはバリアフリー法の対象外となっていることもあって、バリアフリーへの対応は進んでいない。

こうした中、国土交通省ではバリアフリー法を改正し、公共交通事業については、ハード対策に加え、旅客の介助や職員の研修等のソフト対策に関する制度が創設され、貸切バスについては車両等の導入時にバリアフリー基準適合が義務化される予定である。

広島県バス協会では、日本バス協会と情報を共有して、法改正に伴う新たな取り組みが円滑に実施されるよう、事業者への周知・支援を行うよう努める。

また、障害者団体等から要望があった場合は、日本バス協会の対応と連携して可能な範囲で適切に対応するよう努める。

## 5. 働き方改革実行計画の実施とバス運転者の確保対策について

- ① 日本バス協会がまとめた「バス事業における働き方改革実現に向けたアクションプラン」について、日本バス協会の施策と連携して取り組む。
- ② 運転者不足が顕在化して円滑な事業運営に少なからず影響が出ていることを受けて、バス運転者人材確保の方策の一つとして、新卒大学生や自動車学校受講生等へのアンケート形式のバス業界に対する意識調査をとりまとめたうえで、広く一般を対象とした「バス運転者確保のための合同説明会」の開催を検討する。

## 6. 事故防止対策の推進

- ① バス事業の事故防止については、日本バス協会では昨年9月に策定した「バス事業の総合安全プラン 2020」により、1)平成32年までに交通事故死者数をゼロにする。2)平成32年までに人身事故を1,100件以下にする。3)飲酒運転をゼロにすることを掲げている。

一方、中国運輸局が主催する中国地域事業用自動車安全対策会議のバス事業の目標は、死者数ゼロ、人身事故を50件以下、飲酒運転ゼロとなっており、広島県バス協会としては、交通事故の現状を踏まえ、これらの目標達成に向けて各種事故防止対策に着実に取り組む。

- ② 国土交通省及び日本バス協会からの指導通達の周知・徹底と、中国バス協会で決定した平成30年度管内統一事故防止対策重点実施事項である「車内事故防止対策の徹底」「健康起因による事故防止対策の徹底」「右左折時の事故防止の徹底」について、広島県バス協会事故防止対策委員会を通じて実効ある取り組みとなるよう努める。

特に車内事故の防止対策では、発車時の着席誘導の徹底、健康起因による事故防止対策では、疾病運転の防止・脳血管疾患対策ガイドラインの周知、右左折時の事故防止対策では、左折時の一旦停止の徹底について重点的に取り組む。

また、ドライブレコーダーやデジタルタコグラフを活用した指導教育の徹底と事故防止対策の取組を推進する。

## 7. 運輸事業振興助成交付金事業

### (1) 広島県バス協会事業概要

運輸事業振興助成交付金については、日本バス協会の中央事業と連携を図り、次の事業を効果的に実施する。また、実施にあたっては、運輸事業振興助成交付金運用委員会を開催し、事業の適正な運用に努める。

#### ①安全輸送体制の確保に関する事業

安全運行に資する事業に対して助成を行うとともに、運行に係る法制度等の周知、交通安全、輸送の安全対策を目的として各種説明会、講習会を開催する。また、キャンペーン等を通じて、一般市民に対して交通安全意識の啓蒙を図る。

- 1) 事故防止に資する機器の導入等に対する助成
- 2) 安全体制構築のための運転手の適性診断及び運行管理者の指導講習等に対する助成
- 3) 事故防止キャンペーン事業

4) 各種説明会・講習会等の開催

②バス輸送施設改善推進事業

バス輸送サービスの改善を図るため、バス停や待合室等の整備、高齢者・障害者のための輸送施設のバリアフリー対策等に助成を行う

1) バス停留所等の整備・補修に対する助成

2) 交通バリアフリーへの対応

③バス利用促進及び活性化対策事業

地域住民の生活の足として必要不可欠な公共交通機関であるバス輸送サービスの向上を通じて、バスを利用しやすい環境を整備し、バス事業の活性化に繋げることを目的とした取組に対して助成を行うとともに、関係機関等との連携強化を図る。

1) 輸送サービス向上対策に対する助成

2) 広報活動の積極展開及びホームページを活用した情報提供

3) 関係機関が実施する事業との連携

4) 交通案内所の設置と運用

④環境対策推進事業

地球温暖化対策に対処するため、環境対策の推進に資する事業に対して助成を行う。

1) ハイブリット・CNGバス等環境対応車両(低公害車)の購入助成

(2) 日本バス協会事業概要(中央事業)

① バス輸送改善推進事業として、「利用者施設等整備」「人と環境にやさしいバス普及」「地方路線バス及び貸切バス助成」「バス利用安全促進広報」「運転者人材確保対策」の各事業を行っている。また、運転者人材確保対策事業の一環として、平成30年度から大型二種免許取得に対する助成を大幅に拡充する。

② バス事業者の経営安定化に資するため「融資斡旋・利子補給事業」を公募により実施する。

6. 広島駅新幹線口広場バス乗降場の予約管理事業

平成28年4月から開始した当該事業は、駅構内及び周辺道路の混雑解消にも寄与し、管理運営上の大きなトラブルも発生していない。今後もバス乗降場の効率的な運用と利用環境の維持確保に努める。

なお、29年度の利用実績は前年とほぼ同じの約22,000件であった。

7. 協会加入促進事業

公益事業の適性且つ効率的な推進を図るため、ホームページに協会加入の手続き等を掲載し、広くバス事業者に協会加入を呼びかける

8. その他

①広報活動の推進等

1) 広島県バス協会ホームページは、会員事業者及び一般の方々に対して、広島県バス協会の活動状況や行政機関・日本バス協会からの通知等について情報提供を行う。特に、各社から提供される路線バスの最新の運行情報等は即時更新に努める。

また、貸切バスの許可の更新制度や適正化実施機関の巡回指導に係る必要書類等も情報提供する。

2)「バス協会だより（月報）」は毎月末に紙ベースで全会員宛に発行する。

3)メールマガジン（ネット）は、毎月5・15・25の日に直近の情報を配信する。

4)「バスまつり」は今年で20年目を迎え、毎年1万人近くの来場がある。今後も広報活動の場として内容の充実を図る。

## ②表彰関係

1)乗合バス事業の第一線で常に「安全で快適な輸送サービス」に努め、サービス向上に貢献した乗務員に対し、広島県バス協会長表彰を行う。

以上、平成 30 年度事業計画の実施にあたり、資金の借入及び設備投資の予定はない。